

〔団体の概要〕(NGO/NPO用)

団 体 名	特定非営利活動法人 足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ		
所在地	〒132-0033 東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204 小松川市民ファーム内 TEL:03-3654-9188 FAX:03-3654-4727 E-mail:yamachan@jca.apc.org		
ホームページ	無 し		
設立年月	1996 年 12 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2001 年 2 月 2 日		
代表者	な ら ゆ き (代表理事)	担当者	やま ざき もと ひろ (副代表理事)
組 織	スタッフ 5 名 (内 専従 0 名)		事務所 あ り
	会員制度 (あり・なし)	正会員 34 名 (内訳: 個人 34 名 / 団体・法人 0 名) 賛助会員 0 名 (内訳: 個人 0 名 / 団体・法人 0 名) その他会員 0 名	
設立の経緯	1997 年 12 月に開催される「気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議 (京都会議)」開催を前に、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出削減を、市民が地域レベルから取り組もうと区内在住在勤の市民や NGO メンバーによって設立される。		
団体の目的	気温上昇や異常気象の頻繁化など気候変動によって地球上の全ての生態系に深刻な影響を及ぼす「地球温暖化」問題に対し、この原因が人間の産業経済活動や生活によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスであることに鑑み、その排出削減を市民が地域レベルから取り組むことにより、持続可能な地域社会ひいては持続可能な地球社会の実現に資する。		
団体の活動 プロフィール	地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出削減を地域レベルで実践するため主に 2 つの分野で取り組みを行ってきた。 自動車解体業者におけるフロンガス回収 (1997 年 6 月 ~) 江戸川区に多くある自動車解体業者で解体されるカーエアコンからのフロンガス回収を実践し、CO ₂ の数千倍とも言われるフロンガスを 15kg 回収。区側と話し合って 97 年 9 月から事業化を実現し、市民・業者・行政による地域対策として評価を受ける。 市民立・江戸川第一発電所の建設 (1999 年 7 月 ~) エネルギー起源の CO ₂ 排出を抑える試みとして、CO ₂ を排出しない太陽光発電による市民共同発電所 (出力 5.4kW) を区内の寺院に建設。資金調達から設置、運営まで全て市民が担う「市民立」の発電所として内外の注目を受ける。また、ここを拠点として自然エネルギーセミナーを開催したり、市民が支えるしくみとして市民版グリーン電力証書の発行、販売を開始。コミュニティー通貨との組み合わせで支持を広げつつある。		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	約 1 , 3 0 0 , 0 0 0 円	

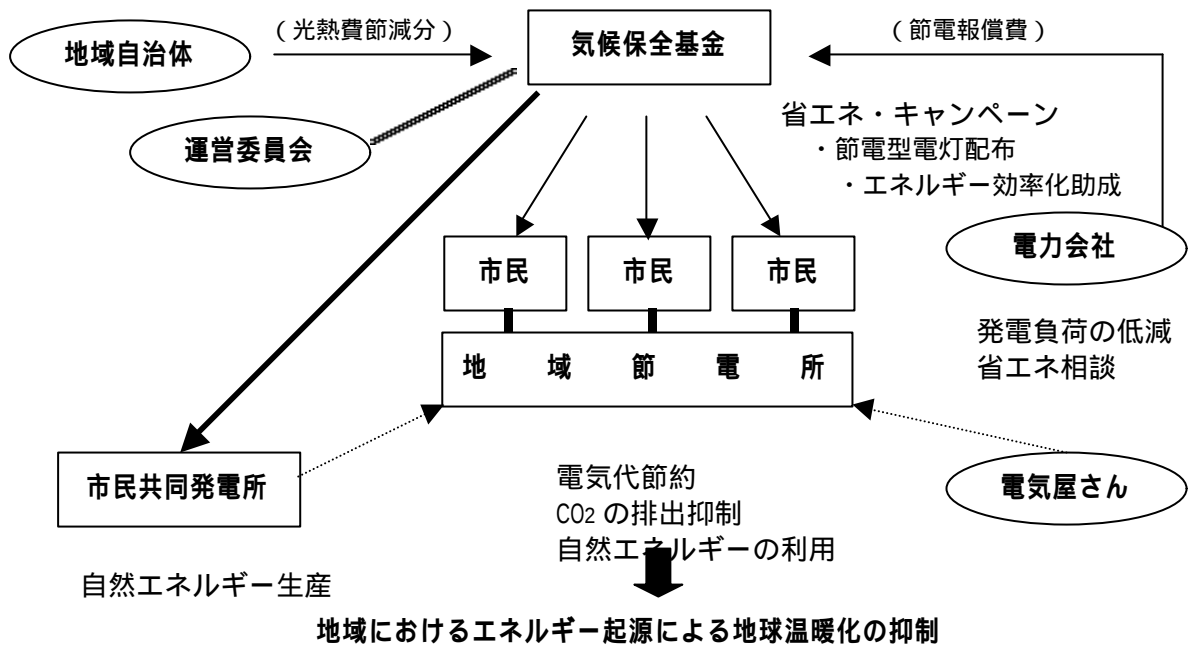
団体・企業名	特定非営利活動法人 足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ	担当者名 やまさき もとひろ 山崎 求博
--------	-------------------------------------	----------------------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	地域における省エネ意識醸成と自然エネルギー推進		
政策の分野	番号		地球温暖化の防止
政策の手段	番号		環境パートナーシップ形成方法
政策の目的			
行政や事業者を巻きこむ形で地域レベルで市民の省エネ意識の醸成を図り、域内で自然エネルギーに取り組む市民活動を支援することで、地域におけるエネルギー起源による CO₂ の排出抑制の実現に資する。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
地球温暖化の主要な原因は人間の活動に伴う CO₂ の排出であり、その排出源はエネルギー起源によるものが大きな部分を占めている。ところが、十分な技術的知見があるにもかかわらず、省エネルギーの実施や自然エネルギーの導入による CO₂ の排出抑制の試みは市民に十分浸透しているとは言えない。これは以下の点が原因と考えられる。 省エネルギー法などの法制度が市民の自発的取り組みを必ずしもフォローしていない 市民に省エネルギーや自然エネルギーの可能性が知られていないこと 自治体、事業者にとって省エネルギーの実施や自然エネルギーの導入に対するコストが高い 以上の点をクリアする地域レベルでの政策づくりが求められる。			
政策の概要			
この政策提案は、近年ドイツで取り組まれている「節電所づくり」と呼ばれる手法を応用したものである。 まず、地域自治体が原資を積み立てた基金を作る。この原資は、自治体は庁舎での省エネによって節減できた光熱費を拠出する形で行う。運営は、自治体や地域の環境 NGO/NPO、公募市民、域内事業主などからなる第三者機関の運営委員会が行い、キャンペーンを展開する。具体的には、省エネルギーの可能性を示した市民向けパンフレットや節電型電灯の配布、効率的エネルギー利用や節電型家電の購入に対する助成金の支出などである。これによって市民向けに省エネルギーの可能性をアピールする。 次に、こうしたキャンペーンへ参加した市民を「節電所」と位置づけて登録する。希望者には省エネ相談を実施して、より効果的な省エネやエネルギー効率化を図り、1 年間経過を見る。そして前年度の電気料金に対する節減分を電力会社の協力を得て算定し、各「節電所」に通知し、節減分の一部を基金へ拠出する。また、電力会社も地域レベルでの節電努力に対する報償金として基金に寄付する。これらを原資として、地域で自然エネルギーに取り組む市民の動きを支援する助成等を行う。			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・実施主体：気候保全基金（自治体出資）および運営委員会
- ・提携主体：環境 NGO/NPO、地域事業主（電気屋さん）、市民（＝節電所）
- ・協力主体：電力会社

政策の実施により期待される効果

まず、政策の中心となる気候保全基金の設立は、自治体の省エネ努力から捻出されるものであり新たな財源の裏づけを必要としない。その上で基金が展開する様々なキャンペーンによって地域の市民や事業主を巻きこみながら、省エネの可能性を伝えることができる。また、地域の省エネ努力によって自身の発電施設の稼働率を下げる電力会社は、ただ漫然と寄付金を出すよりも積極的な理由を得ることができる。そうした意味で自らの腹を痛めずに、行政や事業者を巻きこむ形で地域レベルで市民の省エネ意識の醸成を図り、域内で自然エネルギーに取り組む市民活動を支援することで、地域におけるエネルギー起源による CO₂ の排出抑制の実現に資する政策を実施できると思われる。

パンフレット等添付資料名

特になし。